

審議会等の会議の公開に関する指針

平成10年3月30日策定

平成12年10月1日改正

平成14年 4月1日改正

平成16年 4月1日改正

1 目 的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、県民に対しその審議状況を明らかにし、もって県政への参加をより一層推進し、県政に対する県民の理解を深めることを目的とする。

2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、県民、学識経験者等で構成され、法令、条例又は要綱等の定めるところにより、県の事務について審議、審査、調査等を行うために知事の下に設置された機関（以下「審議会等」という。）とする。

3 審議会等の会議の公開基準

審議会等の会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- イ 当該会議において、香川県情報公開条例（平成12年条例第54号）第7条各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- ロ 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

4 公開、非公開の決定

審議会等の会議を公開するかどうかは、公開基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。

5 公開の方法等

- （1）審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- （2）審議会等は、公開した会議の会議資料及び会議録の公表に努めるものとする。

6 会議開催の周知

公開で行う会議開催の周知は、報道機関への資料提供、県民室及び県民センターでの情報提供等の方法により行うものとする。

7 その他

- （1）審議会等の概要に関する資料を作成し、県民室及び県民センターにおいて一般の閲覧に供するものとする。
- （2）この指針の運用に当たって必要な事項は、別に定める。

8 適用期日

この指針は、平成10年5月1日以降に開催される審議会等の会議に適用する。

香川県情報公開条例（抄）

（行政文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

（１） 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 公務員等（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。）並びに独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第15号の規定の適用を受ける法人（独立行政法人等であるものを除く。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、公社及び出資法人（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人（地方独立行政法人又は公社であるものを除く。）のうち実施機関が定める法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職の名称その他職務上の地位を表す名称及び氏名（公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがあるもの及びそのおそれがあるものとして実施機関が定める職にある公務員の氏名を除く。）

エ 公益上公にすることが必要である情報として実施機関が定める情報であって、公にしたとしても個人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるもの

（２） 法人その他の団体（国、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社及び出資法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、

当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(3) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社及び出資法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 県の機関、国の機関、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社又は出資法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県、国、県以外の地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社又は出資法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 県、国若しくは県以外の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人、公社又は出資法人に係る事業に関し、その経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(6) 県の機関又は公社の要請を受けて、個人又は法人等から、公にしないとの条件で任意に提供された情報であって、個人又は法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

(7) 法令等の定めるところ又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他国の機関の指示により、公にすることができないとされている情報

